

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七―四）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 条例第十二条の育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合における条例第十二条第一号に定める一週間当たりの勤務時間については、当該育児短時間勤務をしようとする期間をその初日から四週間ごとに区分した各期間及びその最後に生ずる四週間未満の期間について、それぞれ当該一週間当たりの勤務時間となるようにするものとする。

2 条例第十二条第一号の人事委員会規則で定める時間は、二時間とする。

3 条例第十二条第二号の人事委員会規則で定める日数は十二日とし、同号の人事委員会規則で定める時間は十六時間とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。